

# 令和2年度からの 高等学校等就学支援金制度について

## 制度についてのお問い合わせ先

教育委員会事務局 高校教育課 077-528-4587

※現在の認定状況等については、各学校でもご確認いただけます。

## ★令和2年度の所得要件判断基準について

	年収目安（モデル世帯）	就学支援金
公立高校	910万円未満	118,800円

※モデルケース別の目安年収については裏面別紙参照

## 新しい所得要件（令和2年7月分からの授業料に適用）

次の計算式による算出額（保護者等全員の合計額）で判定

【計算式】 **令和2年度 課税標準額 × 6% - 市町民税調整控除の額**  
(2019年1月～12月分の収入に対する課税額)

**算出額 < 304,200円** ➡ **支給額118,800円**(授業料実質無償)

- ※ふるさと納税や住宅ローン控除等の各種税額控除の金額が反映されなくなりますので、前回認定の方で所得にあまり変化がない方でも、今回は不認定となるケースがあります。
- ※モデルケース別の目安年収については裏面別紙参照
- ※6%は市町村民税の標準税率
- ※市町民税調整控除の額は、多くの方が1,500円(特別徴収税額決定通知書や納税通知書で確認可能)
- ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額

## \* 確認方法→令和2年度の課税証明書等で確認

市町民税調整控除の額については、課税証明書等に表記されていないことがあります。その場合は、お住まいの市町村役場でご確認ください。

**上記年収目安はあくまでモデル世帯の参考例なので、ご自身の世帯が該当するか判断に迷われる場合は、申請することを推奨します。**